

平成30年 9月21日

保護者各位

糸満市立西崎中学校  
校長 神里 一吉  
(公印省略)

### 携帯電話・スマートホンの取り扱いについて

時下、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます

日頃より、本校の教育活動に、ご理解、ご協力いただき感謝いたします。

さて、本校では、携帯電話・スマートホン（以下、携帯電話等という）の校内持ち込みを禁止しておりますが、登下校時の使用、授業中の着信等、校内への持ち込みがみられるのが現状です。

つきましては、本校での携帯電話等の取り扱いについて、下記のとおりご確認ください、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 携帯電話等は、学校の教育活動に直接必要のない物であることから、その持ち込みについては原則禁止とする。
- 2 携帯電話等を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合等には、手続きを踏まえた上で例外的に持ち込みを認める場合もある。
- 3 学校では、情報モラルについて適宜指導を行うが、家庭においても携帯電話等の利便性や危険性について十分理解させた上で、保護者の責任のもと使用させること。
- 4 携帯電話を許可なく持ち込んだ場合は、学校で預かり保護者へ返却する。

### 参考（文部科学省通知）

文部科学省初等中等教育局長、平成21年1月30日付け20文科初第1156号「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」より抜粋

#### 1 学校における携帯電話の取扱いについて

##### (1) 小学校及び中学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校については、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校の教育活動に支障がないよう配慮すること。